

## フランス革命期ルーアンの民衆協会

竹 中 幸 史

【要約】近年、フランス革命期の政治結社（クラブ）研究においては、ソシアビリテ論や政治文化論に基づいた研究が盛んであるが、クラブの地方政治への関与という問題については依然明らかになっていない。また社会学者ハーバーマスの「公共空間」論とクラブの関係を問う研究も端緒にすぎたばかりである。本稿では以上の問題を、ルーアンのクラブを例に検討した。その結果、クラブは請願書などの間接的な政治への影響力だけではなく、メンバリーの行政職への浸透や市監視委員会の創設などを通じ、市政治に直接的影響力を強めていったこと、共和二年以降は、クラブ自体が公共的活動を展開し、さらに「公的」機関として地方政治に関与したことが明らかになった。またクラブは、市民による「政治の主体化」という特徴をもつ政治的ソシアビリテであり、革命の初期には「世論」を生み出す力を持ち得ていた。しかし共和二年秋以降、クラブが行政機関化することにより自由な議論は行なえなくなる。このため、議論に基づいて「世論」を形成する「公共空間」の発展は恐怖政治期に阻害されてしまったといえよう。

史林 八〇巻四号 一九九七年七月

### はじめに

フランス革命期には、各地で人々が参加する政治結社（「クラブ、民衆協会」<sup>①</sup>）が叢生し、政治論議をたたかわせる場として発展した。これらはパリのジャコバン・クラブとその地方支部のクラブであり、その数は六〇〇〇以上にものぼる。地方のクラブは、パリのクラブと、また地方のクラブ同士で連絡をかわし、様々な政治活動を全国的に展開した。そしてクラブで述べられた意見や方針は様々な形で人々の耳目に触れ、その生活・心性に大きな影響を及ぼした。いうなれば、こ

これらのクラブがフランス革命という政治上の重大事件を「下から」支え、新しい秩序の孵化器の役割を担ったのである。

パリのクラブ<sup>②</sup>、地方のクラブとも、一九世紀以来、研究がなされてきたが、近年研究の組上にあがっているのは後者である。その先鞭をつけたのはプリンントンであり、彼は社会学的的手法を用いて個々の事例に留まっていた地方ジャコパンの研究を総合した<sup>③</sup>。彼によりクラブのメンバーが主に中流以上の人々であることや、クラブの政治的活動、信条などが明らかにされたのである。その研究成果は、いくつかの問題点を孕みながらも、大筋で認められ多くの個別研究を生むこととなった。わが国においてもリヨンの民衆運動と結社に関する小井高志氏の業績がある<sup>④</sup>。しかし、こうした地方クラブの実証研究は民衆運動研究の延長としての性格をもっており、サンキュロット対ブルジョワという構図のなかで検討されることが多かった。しかし一九八〇年代以降、フユレらによる正統革命史学批判のなかで展開された「結社」の役割の再評価や、社会的結合(ソシアビリティ)論の興隆の影響を受け、クラブ研究には新たな潮流が生まれている<sup>⑤</sup>。その特色はクラブやその中で生まれた制度を政治文化として捉え、クラブの長期的な影響力や「文化変容」に注目することである<sup>⑥</sup>。またクラブは、社会学者ハーバーマスの「公共圏」(「公共空間」)論との関係でも注目を集めている。彼は、フランス革命期に「市民的公共圏」が「一夜にして」出来上がったとして、「公共空間」の発展とその支柱たる結社の叢生を関連づけている<sup>⑦</sup>。これを補強する実証研究としては、モニエのパリの結社についての成果が出されたところであり、今後の比較研究が待たれている。

一方、地方のクラブを総括する研究も、近年相次いで出された。まずケネディが『フランス革命期のジャコパン・クラブ』において、一七八九年から九三年五月までのクラブの活動を全国規模で明らかにしている<sup>⑧</sup>。また高等社会科学研究所刊『フランス革命地図』シリーズの第六巻『政治結社』(ブートリー及びブチエ編)は、全国のクラブについてこれまで提出された研究の集大成として、クラブの全国的な叢生を明瞭にしている。ここでは少なくとも五五二〇の自治体に六〇二七のクラブが存在したことが明らかにされ、クラブの立地、情報交換のネットワーク、設立時期も検討されている。また

ソシアビリティ論に関しては、クラブを、政治討論を主な活動とすること、非会員にも門戸を開放すること、他のソシアビリティに対して排他的であることという、三つの性格をもつソシアビリティとして特徴づけている。その他クラブの構成員についてはブリントンを評価しながらも地域的特性の重要性を訴えている。

こうしたクラブ研究の潮流に鑑みて、いくつかの問題点があげられよう。まず総合的研究が示したクラブ像は地方政治との関係が考慮されおらず、それゆえクラブの地方政治への関与がいかなるものであったのかを探ることが課題として残されている。次にハーバースマスやモニエの主張するような「公共空間」の発展は実際にあつたのか、また革命の局面で変化は見られないのかという問題がある。さらにクラブのメンバーについて、ブリントンの出した結論の妥当性についても研究の蓄積が必要となるだろう。本稿は、地方のクラブの活動について、以上のような問題を中心に検討する。その際ケーススタディーの対象をノルマンディーの中心都市ルーアに設定する。その理由には、史料的問題とクラブの立地状況に示すセーヌ・アンフェリユール県（ルーアが県庁所在地）の特別な位置が挙げられる。セーヌ・アンフェリユール県は、クラブの数が二〇〇（全国平均の七倍弱）と多く、そのほとんどが共和二年に創設されている。すなわち、この県はジャコバン独裁期にクラブが爆発的に増加しており、クラブの活動と役割について注目に値する地域なのである。

ではルーアのクラブの研究史について整理しておこう。一九世紀半ばから今世紀初頭にかけて、ゴスラン、クレランブレ、シャノワーズ・ダヴランシュの三人が、ルーアの革命期の情勢を概観している。特にクレランブレは主に一七九二年から九五年までの各行政機関、クラブ、裁判所などの活動を細かく論述した。しかしいずれの研究も分析はほとんど行われておらず、叙述はナラティヴなものに留まっている。近年の研究では、マゾリックがルーアにおける革命祭典の分析を行いクラブのメンバーとその思想の変化を主張している他、九三年一月の王党派のデモ行為とモンターニュ派台頭の関係などを論じている。彼の研究は個々の事例に即してその時期の政治エリートの意識を探るものだが、結論としてはジャコバンのリーダーシップの強調と、民衆教化という祭典の性格が導かれる程度で、クラブの役割を示すものではない。

こうした先行研究の問題点は、事件を断片的にとらえ、クラブの活動自体を考察の対象とする観点が欠如していることである。それゆえ、討議・活動の変化などは未解明のままで、研究自体もソシアビリテや政治文化の視点に乏しい。またメンバーの分析についてもほとんど手つかずのままである。

以上の問題を踏まえて、次章以下、次のように論を進める。まず第一章においてクラブのメンバーとそのリーダーの職業・社会構成、さらにメンバーの市議会(Conseil général)への進出を検討する。第二章と第三章においては一七九二年七月から九四年七月までのクラブの活動を検討する。その際ルーアン市政との関係を軸に事実経過を整理する。そして検討した結果をもとに、第四章において、クラブのソシアビリテとしての特徴と、クラブと「公共空間」との関係を考察したい。このルーアンのクラブのケーススタディーを通じて、従来のクラブ研究では十分にこたえられていなかった問題、すなわち革命期の政治構造とクラブの関与、革命期のソシアビリテと「公共空間」との関係を、明らかにすることが本稿のねらいである。

史料としては主に以下のものを使用した。クラブの討論、活動は、ルーアン市登記局局長であったシャルドンが編集・刊行したクラブの議事録<sup>①</sup>を参考にし他、パリのクラブが発行する新聞や地方新聞なども参照した。メンバーの職業については、革命直前まで会計法院検事であり革命勃発後は政治舞台から身を引いたオルショルの日記<sup>②</sup>、およびブローワゾーが編纂したルーアン・バイイヤージュの三部会陳情書を参考にした。本稿で扱うルーアンのクラブの正式名称は、「憲法友の会」「自由と平等友の会」「共和国憲法友の会」「民衆協会」「再生した共和国の民衆協会」と次々に変わっている。しかし本稿が主に扱う時期には「民衆協会」を名乗っており、題目はそれにしたがっている。しかし混乱を避けるため、特に問題のないときは単に、クラブ、と記す。

① 本稿では *société, societies* を文脈の中で「クラブ」「結社」「協会」と適宜、訳し分けている。また「民衆協会」とは地方のクラブがジャ

コバン独裁期に名乗った名称である。② パリのジャコバン・クラブについての近年の研究としては、の

- Maintenant, *Les Jacobins*, Paris, 1984.
- ⑧ C. Brinton, *The Jacobins: An Essay in New History*, Cambridge, 1930.
- ④ 小井氏によるリヨンについての研究は、小井高志「革命初期のリヨンの民衆クラブと『シヤリエ派』」土地制度史学』八八号、同「リヨンのサンキュロット運動の展開 九二年八月—九三年五月—九二日の反乱に至るまでのシヤリエ派と地区クラブ（一）（二）」『史苑』四五巻一—四七巻一—号など。
- ⑤ フランソワ・フユレ、大津真作訳「フランス革命を考える」岩波書店、一九八九年。M. Agulhon, *Pénitents et Franc-Maçons de l'ancienne Provence* (2. éd.), Paris, 1984; E. François et R. Reichardt, "Les formes de sociabilité en France du milieu du XVIII<sup>e</sup> siècle au milieu du XIX<sup>e</sup> siècle", *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 34, 1987, 11
- 宮宏之編「読むべきうかたさ」『シヤリエ論の射程』山川出版社、一九九五年。
- ⑥ *A.H.R.F.*, 266, 1986. (民衆協会特集号) および 297, 1994 (政治的文化的変容の特集号) 所収の論文を参照。地方のクラブではなごが、わが国においても、柴田三千雄氏によるパリ市内のセクシヨンのシヤリエの研究がこの潮流の成果として挙げられる。柴田三千雄「パリのフランス革命」東京大学出版会、一九八八年。
- ⑦ ユルゲン・ハーバーマス、細谷・山田訳「公共性の構造転換（第2版）」未来社、一九九四年、特に九七頁以下参照。
- ⑧ R. Monnier, *L'Espace public démocratique. Essai sur l'opinion à Paris de la Révolution au Directoire*, Paris, 1994. 本書の内容に関心は『史料』八〇巻二号所収の筆者による書評を参照。
- ⑨ M. L. Kennedy, *The Jacobin Clubs in the French Revolution-The First Years*, Princeton, 1982. (以下 First Years へ省略) ; do., *The Jacobin Clubs in the French Revolution-The Middle Years*, Princeton, 1988. (以下 Middle Years へ省略)
- ⑩ J. Boutier et P. Boutry (dir.), *Atlas de la Révolution française*, tome 6, *Les Sociétés politiques*, Paris, 1994. 本書の区画に關しては『藤江史学』のたぐい二二三号所収の註文による書評を参照。
- ⑪ D. Pingue, "Qui étaient Les jacobins hauts-normands? Objectifs, sources, méthodes d'une enquête prosopographique", *A.H.R.F.*, 297, p. 413.
- ⑫ E. Gosselin, *Journal des principaux épisodes de l'époque révolutionnaire à Rouen et dans les environs de 1789 à 1795*, Rouen, 1867; F. Clémentray, *La Terreur à Rouen, 1793-1795*, Rouen, 1901; L. Chanoine d'Avranches, *La Vie social à Rouen pendant la première partie de la Révolution 1789-1798*, Rouen, 1916.
- ⑬ C. Mazauric, *Sur la Révolution française: Contributions à l'histoire de la révolution bourgeoise*, Paris, 1970; do., *Jacobinisme et Révolution*, Paris, 1984.
- ⑭ E. J. Chardon (ed.), *Cahiers des procès-verbaux des séances de la société populaire à Rouen (1790-1795)*, Rouen, 1909.
- ⑮ *Journal des Amis de la Constitution, Journal des Débats de la Société des Amis de la Constitution, séance aux Jacobins à Paris; Journal de la Montagne; Journal de Rouen* 4320.
- ⑯ オルネルの日記は次の書物のなかに収められ公開された。O. Charline et G. Hurpin (éd.), *Vivre en Normandie sous la Révolution*, tome 2, Rouen, 1989. (以下 Journal d'Horchalle へ省略)
- ⑰ M. Bouloiseau (éd.), *Cahiers de doléances du Tiers état du bailliage de*

## 第一章 クラブのメンバー

### 一 メンバーの職業・社会構成

本章ではルーアンのクラブのメンバーの職業構成、リーダーの職業構成、メンバーの市行政への関与を順次検討する。前述のとおり、クラブのメンバーの社会階層について最初に統計的調査を行なったプリントンは、次のような手順でメンバーをブルジョワジー（ミドルクラス）主導とした。彼は、法律家、聖職者、教師、芸術家、自由業その他の実業家、店主、役人といった各職業をミドルクラスとしてさだめ、兵士、職人、大工、石工などがワーキングクラスに相当するものとした。この分類に基づいてプリントンは一七八九年から九二年までのクラブのメンバーをブルジョワジー六六%、九三年から九五年までは五七%として、クラブは本質的にミドルクラスからなると結論したのである。これに対しケネディ、ブートリー及びブチエはプリントンの職業分析に修正を加えたが、彼らの結論もプリントンのそれと大差はない。<sup>①②</sup>

しかしルーアンのクラブのメンバーについてはプリントンらには言及しておらず、先行研究も少ない。マゾリックは、革命の進展に伴い、法律家・ネゴシアン、製造業者・知識人、急進小ブルジョワ（医者、商人、職人など）の順で、クラブの社会構成の変化が起こったとする。<sup>③</sup>しかし彼は有力なメンバーの職業から推論しているにすぎず、メンバーの職業を統計的に処理した研究は皆無である。議事録が一部消失しているためにその正確な構成員を知ることができないが、残された他の史料をも用いて再構成を試みてみよう。その際、対象となるのは、議事録における発言者、クレランブレやゴスランの文献に載せられた請願書の署名に現われる四三七名である。職業分析については、議事録に記載されている者、オルシヨルの日記に掲載されている行政・司法関係者、三部会に提出されるルーアン市第三身分陳情書に署名している者

フランス革命期ルーアの民衆協会（竹中）

表1 メンバー185人の職業構成

ネゴシアン	26	103	旧高等法院勤務の弁護士	14	17
金物商	14		旧会計法院勤務の法服貴族	2	
商人（一般）	8		旧バイイヤージュ裁判所書記	1	
ブルジョワジー	7		弁護士	8	34
食料品商	6		教授職・教師	7	
船主・荷主	5		外科医	7	
仲買人	4		法律家（一般）	5	
建築家	2		医者	3	
企業家	1		公証人	2	
鯨油・蠟びきの布商	1		薬剤師	1	
古着商	1		技師	1	
靴下商	1		聖職者	11	11
馬毛商	1		財産生活者	3	5
ファブリカン（一般）	6		貴族	2	
織物製造業者	3		役者	3	14
帽子製造業者	2		画家・塗装職人	2	
煙草製造業者	1		理髪師	2	
染色業者	1		布地配達人	1	
秤製造業者	1		金細工師	1	
自治体職員	2		死刑執行人	1	
居酒屋経営	2	音楽家	1		
書籍に携わる職業	1	革なめし工	1		
新聞編集者	1	靴修理職人	1		
カフェ経営	1	かつら職人	1		
時計屋	1	農民	1	1	
郵便局長	1	計	—	185	
救済院院長	1				
元執達吏	1				
病院事務員	1				

出典 Bouloiseau (éd.), *Cahiers de doléances du Tiers état du bailliage de Rouen.*; Charodon (éd.), *Cahiers des procès-verbaux des séances de la société populaire à Rouen (1790-1795)*; *Journal d'Horcholle* を主に参照して作成。

から一八五人を確認した。<sup>④</sup>この時メンバーの総人数が問題となるが、他都市の例と成人男性人口の比からおよその数を推し量ると、ルーアンのクラブは、のべ一〇〇〇人から一五〇〇人程の会員を有していたと思われる。<sup>⑤</sup>こういった史料上の限界を踏まえた上で、以下検討する。

表1を参照すると、メンバーの多くを商工業に従事する人々が占めていることがわかる。二六人確認できるネゴシアン<sup>⑥</sup>をはじめ金物商一四人、仲買人および船主九人、食料品商六人、また取り扱う商品はわからず単に商人とされるものが八人存在する。またファブリカン（製業者）は一四人が加入している。いずれにせよ、これらの商工業者層は当時のルーアンの富裕者層を代表するものであったと考えられる。

革命前、または革命当初、官職を保有していた者 *officiaire* は一七人確認できる。この中で大部分を占めるのは高等法院に勤務する弁護士 *avocat* で、一四人を占めている。商工業者層に対抗しうる勢力は、こうした旧官職保有者ともうひとつ知的専門職の集団が挙げられる。彼らは自由業としての弁護士、薬剤師、医者、教師など三四人が確認できる。最も多いのは弁護士（八人）で、その他にも弁護士と確認できないが判事経験から法律家と思われる者が五人いる。彼ら知的専門職と官職保有者はあわせて五一人存在する。

聖職者は一人確認できる。司祭は、その社会的威信から、クラブの創設期には十分な影響力を保持していた。しかし革命の進展とともにその威信は低下してゆくことになる。一方、プリントンらがワーキングクラスとよんだ職人・労働者層は数的に少ない。農民は極端に少なく一名を数えることができるのみである。また元貴族も二名ではあるが入っている。

以上、メンバー一八五人の職業構成からは、ネゴシアンを中心とする商工業者層と、官職保有者、法律家、医者、教師らを中心とする専門職層が二大勢力としてあったことが推測される。全体の構成では、圧倒的にプリントンらのいうミドルクラスが多数を占めている。この結果には、やや高額である会費の問題と入会規定という二つの要因が関係していると思われる。入会規定によれば、入会を承認するためのメンバーによる投票を受けるには、少なくともメンバー一人の推薦

と一二人の賛同者が必要であり、そして投票においてメンバーの三分の二の賛成が必要であった<sup>⑧</sup>。この規定は、メンバー同士がクラブ外に知己をえており、その人的結合を媒介にしてクラブに加入することを示すもので、自然、同じ職業や商売の顧客などが紹介の対象となり、同じ階層の者が多く集まることになるのである。その一方で、クラブには社会のさまざまな職種の人々が加入していたこともわかる。その多様な構成からクラブは、革命以前の共同体内の地位や身分に拘束される旧来のソシアビリテではなく、加入者の自発的意志に基づいたソシアビリテであったといえよう。

## 二 クラブのリーダーの分析

次にクラブのリーダーについて検討しよう。これについてもプリンントンとケネディの研究が考察の出発点となる。クラブのリーダーは革命期を通じてブルジョワや弁護士・医者・教師であり、職人層が増加するというような民主化は限定されていたというのが、彼らの主張である。ルーアンのクラブのリーダーについてもこうした結論は妥当なのである。クレランブレはクラブを「政治的修練場」として位置付け、数人の革命期のリーダーを挙げているが、社会構成については何の評価も下していない。マゾリックは、ジャコバン独裁期のリーダーとして、建築家ラミーヌ、画家ルパレー、もと図書館司書で弁護士のピロン、弁護士ポレ、同ルカニユ、外科医ブランシュなどを挙げている<sup>⑨</sup>。しかしリーダーの分析は、これのみでは無論不十分であり、再考の余地がある。

本節では、クラブのリーダーを議長職経験者という点から考察してみよう。議長は、通常任期一カ月で、メンバーの投票により多数決で選出される<sup>⑩</sup>。彼らはその時々々のクラブの多数意見を反映する人物といえよう。表2は、一七九〇年九月から九五年三月までの議長職経験者、その職業と在任時期を示したものである。これを見ると、職業がわかる三人のうち、弁護士（この中には元高等法院勤務も自由業の者も含んでいる）が一〇人、法律家一人、ネゴシアン、商人、ブルジョワが計九人、医者、外科医が計四人、元会計法院官職保有者、技師、教師、聖職者、染色業者、役者、元バイイヤー、ジュ執

表2 クラブの議長・職業・時期

議長名	職業	在任時期
Morel [*1]	弁護士	1790年9月
Thiessé	弁護士	11
Forfait	技師	91年1月
Debonne	金物商	2
Thomas	弁護士	3
Hardy	医者	4
Bremontier	ブルジョワ	5
Le Coutour	弁護士	6
Durand	主任司祭	7
Thierry	弁護士	8
Perrin	法律家	12
Viellot	?	92年1月
Vulgis-Dujardin	ネゴシアン	2
Robert	元会計法院議長	3
Pillon	弁護士	4
Lambert	弁護士	7
Lefebvre-Signol	ネゴシアン	8
Le Canu	弁護士	9
Hubert	教師	10
Eudeline	?	11
Carré	医者	12
Godebin	染色業者	93年1月
Cartier	?	3
Néel	鯨油および蠟びきの布商	4
Caudron	帽子製造業者	5
Haraneder	商人	6
Gamare [*2]	外科医	7
Le Roy	?	9
Bernay	?	10/1-10/28
Denise	?	10/29-11/20
Vernon	役者	11/21-12/21
Blanche	外科医	12/22-94.1/21
(Lefebvre-Signol)	ネゴシアン	94年 1/22-2/20
(Denise)	?	2/20-3/21
Houel	元バイイヤージュ執達吏	3/22-4/20
(Blanche)	外科医	4/21-5/20
(Le Roy)	?	5/21-6/19
(Eudeline)	?	6/20-7/19
Thieullen	弁護士	7/20-8/17
Legendre	弁護士	8/18-9/22
(Houel)	元バイイヤージュ執達吏	9/23-10/20?
Defontenay	ネゴシアン	12月
Baron [*3]	ブルジョワ	95年3月

出典 Chardon (éd.), *Cahiers des procès-verbaux des séances de la société populaire à Rouen (1790-1795)*, pp. 345-346. から主に作成

\*1 Clérembray, *La Terreur à Rouen, 1793-1795*, p. 95.

\*2 *Archives Parlementaires*, tome, L X VIII, pp. 404-405.

\*3 Gosselin, *Journal des principaux épisodes de l'époque révolutionnaire à Rouen et dans les environs de 1789 à 1795*, p. 81.

( )がついている人物は議長を複数回数経験。

達吏が各一人となっている。時期別に見てみると、どの時期にも商工業者層と弁護士や医者などの専門職層が入り混じっていて、商工業者層が指導していた時期と、専門職層が指導していた時期を単純にわけるとはできない。

また三人のうち専門職といえる弁護士、法律家、医者、外科医、技師、会計法院官職保有者、教師は一八人になり、議長の半数以上を彼らが占めていたことになる。これは先の一八五人のメンバーの職業構成と比較するとかなりの高率であり、議長のようなクラブの役職には専門職経験者が多く選出されたということである。このことからクラブ内で専門職層の発言力は全体比よりもかなり強かったと思われる。すなわちルーアンのクラブにおいては、商工業者層、専門職層という中流以上の人々がリーダーの圧倒的多数を占めていたとはいえず、より実権を握っていたのは専門職層であったのである。

### 三 メンバーの市議会への進出

クラブは、中央・地方政治についての討論をする場として誕生した。しかしそこでの討論活動が、行政機関内での政治活動を目指すメンバーにとって、「政治活動の修練場」となっていたことは間違いないであろう。そしてクラブはその意思を、市町村、ディストリクト、県、議会への請願書・建白書というかたちで示していたのだが、さらにはメンバーの中から、各行政機関の議員、判事、さらに聖職者を送り出すとしたのである。時には対立する党派のリーダーが同じ時期に行政職につくこともある。このことは、クラブ内での対立が行政機関内に持ち込まれたり、クラブと行政機関の対立を生むことを示唆している。すなわち地方政治にメンバーを送り込んでいる程度によって、クラブが直接に影響力を及ぼし得る程度が推し測れる。一方でクラブと地方政治との対立・協調といった状況も説明できる。ブリントンやハントによると、いくつかの都市においては革命期の行政職に就く者とクラブのメンバーの重複が認められるが、以下ではルーアン市議会へのクラブのメンバーの浸透を、時期を追って考察してみよう。

表3にあげたのは一七九〇年二月から九四年一月までに市議会に選出された者のなかにどれだけクラブのメンバーが含

表3 クラブのメンバーのルーアン市議会に占める割合

選出時期	市長	市役人	検事	助役	市会議員	計(人)
90年2月	×	8/20	○	○	14/41	24/64
90年11月	×	6/20	○	○	17/42	25/65
91年11月	○	10/20	○	○	20/41	33/64
92年12月	○	14/20	○	○	27/42	44/65
93年11月	○	16/19	○	○	27/42	46/64
94年1月	○	18/19	○	○	22/42	43/64

出典；Chardon (éd.), *Cahiers des procès-verbaux des séances de la société populaire à Rouen (1790-1795)*；*Journal d'Horcholle*；Clérembray, *La Terreur à Rouen, 1793-1795*. から作成。

○は民衆協会のメンバー、×はメンバーと確認できないもの

検事は94年1月では政府代理官 agent national。

まれるかを示したものである。市議会は市長、検事、助役、市役人 *officers municipaux*、市会議員 *notables* で構成される。一七九〇年二月の時点では、クラブは公に活動を展開していることが確認できないが、将来クラブのメンバーとなる者は市役人二〇人中八人、市会議員四人中一人存在し、また検事、助役もメンバーに加入する。総勢二四人で、この数は九〇年一月に選ばれた市議会でも大差はない。

九一年一月には、市長と、市役人の半数、検事、さらに二人の市会議員の改選がなされた。市長にP・N・ドゥフォントネーが選ばれ、クラブのメンバーが市長に就任する。市役人、市会議員のうち半数をクラブのメンバーが占め、新検事、助役もクラブのメンバーである。クラブのメンバーは過半数をこえる勢力となったが、この時期にはパリでフイヤン派・ジャコバン派の分裂が起こっておりクラブ勢力は一枚岩ではなくなっていた。九二年一二月の選挙は、市長にクラブの穏健派で元県議会議員のロンドーが選ばれた他、後のジャコバン独裁期のリーダーが進出する選挙となった。市役人にはピロンやラミーヌを含む一四人のクラブのメンバーがおり、市会議員の中には、ポレや薬剤師アルヴェールら二七人のクラブのメンバーがいた。順調にメンバーを市議会に送り込んできたクラブは、内部に対立するグループを含まながらも、九二年末に市議会のメンバー六五人中四四人を占めるに至ったのである。

これまでの選挙は、セクシヨンの代表が投票し市議会を選出してきたが、次の二回の選出は形式が違った。まず一七九三年一月の選出は、派遣議員の勧告に基づき、クラブによって市議会のメンバーが推薦され、これを派遣議員が任命したのであった。市長にはドゥフォントネーが再び任ぜられた。検事、助役は変動がなく、市役人一九人中一六人を、市会

議員四二人中二七人をクラブのメンバーが占めている。しかし穏和派勢力は後退し、ジロンド派よりのメンバーはほとんど選出されていない。市議会におけるジャコバン独裁の流れを決定的にしたのが、九四年一月の自治体改選である。これはフリメール一四日のデクレを受けたもので、九三年二月末にやはりクラブが構成員のリストを作成し、派遣議員が各人を任命するというかたちをとっている。市長にはピロンが就任し、以下のポストはクラブのメンバーによる独占状態となり、市議会全体でも四三人を占めている。ルーアン市議会におけるジャコバン独裁とは、「クラブ独裁」の様相を呈していたのである。

#### 四小 括

これまでわかったことを整理しておきたい。クラブのメンバーは、中流ブルジョワが多く、数的にはネゴシアン・商人層が優勢で、専門職の集団を上回っている。クラブのリーダーについてもこの職業層から出されているが、議長職の検討から、クラブ員のなかでは多数ではない専門職層が活動の主導権を握っていたこともわかった。またクラブは革命の時期を通じてルーアン市議会にメンバーを送り込み、市政に直接的影響力を行使し続けた。クラブによる市議会支配は九三年一月の超法規的な法式ではほぼ達成され、九四年一月には市議会における「クラブ独裁」が成立したのである。

以上のようなクラブと市議会との関係は、クラブの活動にどのような変化・発展を促すのか。またそこからクラブのソシアビリティとしてのどのような特徴が浮かび上がるのか。この問題について次章以下で考察する。その際、時期を史料上の問題から、九二年七月から九四年七月の二年間に絞って検討する。

① Brinton, *op. cit.*, pp. 47-51, Appendix 2.

② Kennedy, *First Years*, pp. 82-85, *do.*, *Middle Years*, pp. 30-42.

Appendix D.; Bouhier et Boutry (*dir.*), *op. cit.*, pp. 58-59, 62-64.

③ Mazauric, *Sur la Révolution française*, p. 179.

④ *Journal d'Honcholle*: Bouloiseau (éd.) *op. cit.* 議事録に職業が記され、ていなメンバーの職業の特定は、以下の手順で行なった。まずオル

ショールの日記に書かれている行政職経験者や反革命容疑で逮捕されている者と照合した。この場合同姓の者がでたり、細かい職種(例えば、オルショールは「商人」としか書かないことが多い)がわからなかつたりするため、三部会への各職能組合の陳情書の署名を参考にして個々の職種を割り出した。クレランブレ、ルバルキエ、シャノワーム、ダヴランシユやマゾリックの著書も適宜使用した。

⑤ プリントンは人口とメンバーの数を比較し、その参加率は四・二%であり成人男性の六人に一人がクラブのメンバーとした。Brinton, *op. cit.*, pp. 40-42. それに基づくメンバー数は三〇〇〇人以上となるが、この数値は他都市と比べ高すぎるため、下方修正し一〇〇〇から一五〇〇人と計算した。

⑥ ネゴシアンとは本来、卸売商人をさしているが、オルショールは単に「大商人」ぐらいのニュアンスで使用している。ゆえにオルショールがネゴシアンと記していても、細かい職業が判明した者(例えば食料品商)は、そちらに入れている。同様に「商人」(marchand, commerçant)、「ファブリカン」、「法律家」とオルショールは記録している。細かい職がわかるものはそちらに入れた。

⑦ Chardon, *op. cit.*, p. 15. 会費は年二四リールであり、パリのクラ

ブの模倣である。

⑧ *ibid.*, pp. 12-14.

⑨ Brinton, *op. cit.* pp. 61-66; Kennedy, *Middle Years*, pp. 367-368.

⑩ Mazaunic, "Rouen et la Révolution (1789-99)," in: M. Mollat (éd.), *Histoire de Rouen*, Toulouse, 1979, pp. 292-293.

⑪ Chardon, *op. cit.*, pp. 14-16.

⑫ Brinton, *op. cit.*, pp. 120-121. リン・ハンター、松浦義弘訳『フランス革命の政治文化』平凡社、一九八九年、二〇五―二一〇、二四―二四三頁。

⑬ *Journal d'Hercholle*, pp. 414-415; E. Leparquier, "Rouen sous la Révolution. La Commune révolutionnaire, son organisation, son développement", *Bulletin municipal de la ville de Rouen*, 1897, pp. 142-143.

⑭ 上の問題については本稿第三章一節を参照。Leparquier, *op. cit.*, p. 157.

⑮ 上の問題については本稿第三章一節を参照。Clémentbray, *op. cit.*, p. 301; Leparquier, *op. cit.*, pp. 152, 157-158.

## 第二章 クラブの活動——一七九二年七月から九三年八月——

### 一 クラブの初期の活動(九〇年—九二年七月)

本章と次章では、主に一七九二年夏から九四年夏までのクラブの活動を検討する。考察の軸となるのはクラブの活動の

表4 ルーアの「憲法友の会」初期の主な活動

産 業	ギルド廃止を求める建白書を議会へ送付（90年12月31日） 海軍学校の設立要求、植民地商業についての討論（91年1月12-14日） 財産の均等相続についての討論（91年1月）
宗 教	宗教と憲法の関係についての討論（90年12月1日） 立憲司教の演説印刷 配布（91年1月24日） 新司教シャリエの歓迎式（91年5月2日） 反革命僧侶、宣誓忌避僧侶追求（91年1-3月）
革命祭典	ミラボーの哀悼式典（91年4月） 「旗の祭典」（92年1月）

出典 Chardon (éd.), *Cahiers des procès-verbaux des séances de la société populaire à Rouen (1790-1795)*, *Journal des Amis de la Constitution*, 15.

変化・発展と、クラブと市議会の対立であり、この考察によって、クラブと政治構造の関係を明らかにする。また、四章において検討するソシアビリテ論、「公共空間」論の準備として、事実経過を詳細に述べて整理したい。まずクラブが創設された九〇年初夏から九二年夏までの活動を、簡単にまとめておこう（表4）。

クラブの活動の中心である討論にはいくつかの中心テーマがあった。産業問題については、クラブにおけるネゴシアンの数位的優位を反映してか、初期から熱心である。表に挙げた他にも商業裁判所の改編や国内関税・経済についても討論は盛んであった<sup>②</sup>。キリスト教についての討論も中心議題のひとつであった。九一年五月一日には、司教が来会の意向を伝えてきたのを受け、翌日の歓迎式についての取り決めがなされ、五月二日、丁重に新司教を迎えている。その一方で反革命的な聖職者に対しての処罰、追放要求も数か月にわたり話し合われている。革命祭典の組織についてもクラブは積極的な役割を果たした。その代表例は九一年四月のミラボーの哀悼式典と九二年一月の「旗の祭典」である。「旗の祭典」とは植民地サン・ドマンクの反乱鎮圧にイギリス、アメリカが協力してくれたことに感謝し、九二年一月一七日に開催された祭典である。その内容は会議中に市民祭典を開き、一束にした英、米、仏の国旗を天井から吊し、ルーア在住のイギリス人、アメリカ人を招待するものだった。

この時期のクラブの政治的態度は、基本的に、パリのクラブ追従の穏健な路線である。例えばヴァレンヌ事件について、ルーアのクラブは衝撃を受けるが、九一年七月一七日には王の不可侵性を宣言した機会を支持して建白書を送っている<sup>③</sup>。またジャコバン派とフイヤン派の分裂に際しては、双方と連絡をとりつつ両派の統一を訴えて

いる。<sup>④</sup> 九一年憲法についてもその承認式典、ミサに参加している。<sup>⑤</sup>

## 二 クラブの政治討論（一七九二年七月—九三年八月）

こうした穩健路線のクラブの活動は一七九二年夏以降変化をみせはじめる。九二年七月二九日の討論を見てみよう。この日メンバーの一人が、六月二〇日のパリでの暴動事件<sup>⑥</sup>に対して、ルーアン市民が議会と王に送った穩健な建白書について報告した。その内容に聴衆は怒り、協議がつづく中、報告者はその写しを引き裂いて抗議の意志を示し、聴衆は拍手喝采している。クラブの急進化が進んでいるのが看取できるが、これを受けて、七月三〇日以後、王党派はクラブを脱会してゆく。<sup>⑦</sup> 八月二二日には、八月一〇日の王政打倒の革命についての事実確認と善後策が話し合われ、翌一三日には正式にクラブは八月一〇日の革命を承認し建白書を送付した。また八月二三日には、クラブの組織の下で、八月一〇日の犠牲者のための祭典が開かれた。<sup>⑧</sup> 以後、ルーアンのクラブは国民公会に従順な政治姿勢を打ち出し、パリからの委員と協調して活動を展開した。<sup>⑨</sup> 国民公会支持の姿勢は立法議会議員のクラブからの除名にもあらわれている。<sup>⑩</sup> 九三年一月に勃発したルージュマール事件という国王助命嘆願のデモにもクラブは徹底的に反対した。ジロンド派が主張する、国王裁判について人民投票にかけるという案について、反対の意志を示す建白書を国民公会に送ることを決定したほか、<sup>⑪</sup> 事件の首謀者の裁判についてもクラブは積極的に関わった。また一月五日にはクラブの内部に監視委員会を設置している。<sup>⑫</sup> これまではクラブ内部で党派対立を前面に出した議論は見られない。

ところが九三年四月になると、クラブでの討論のなかに、ジロンド・モンターニュ両派の対立が持ち込まれ、議論はもっぱら党派抗争に集中する。四月一四日の討論を見てみよう。この日メンバーの一人が、国民公会における誹謗、中傷の禁止を促す建白書を国民公会に送付することを提案した。一方別のメンバーは、この建白書案に対して、本当の有罪者を  
知るためには相互の告発を聞く必要があると主張している。また同日、モンターニュ派メンバーが提案した派遣議員の代

理人問題——派遣議員として地方に派遣されている公会議員の代わりに補欠議員を国民公会へ送るべきという提案——も、党派対立が契機となつている。派遣議員は、その多くがモンターニュ派議員であり、国民公会ではジロンド派が優位になることが予想されたからである。<sup>⑮</sup>またこの時期には、各地のクラブの書簡が国民公会の内紛を終わらせることを提案しているのだが、それが会議中に読み上げられている。<sup>⑯</sup>クラブあての書簡は会議前に読み上げられているはずなので、これは会議中に再びメンバーが、自身の主張として読んでいたのである。

こうした状況下、国民公会での対立の先鋭化を受けて、五月二三日の特別会議<sup>⑰</sup>においてクラブ内のジロンド派は攻勢に出た。この日の会議はジロンド派だけが独自に集まったもので、開会自体がメンバー全員に知らされておらず、一般にも公開されなかった。そしてジロンド派は、「国民公会を抑圧している『一般席の』圧力に対する憤慨」を表明する、建白書の送付を決定したのである。この建白書作成は、いわば通常会議を無視したジロンド派のクーデターであった。この建白書は *Journal de Rouen* 紙（五月二六日）に掲載され、ルーアン市民に翌日の夕方までにクラブの議場において署名するようにと訴えていた。<sup>⑱</sup>これに対し、五月二六日、モンターニュ派メンバーのボレは建白書が無効であると主張したが、却下され、クラブはこの問題についての討論を終了した。ジロンド派の狙いは的中し、この段階でジロンド派はクラブの支配に成功したのである。そして五月三〇日、国民公会でこの建白書が読み上げられた。<sup>⑲</sup>

しかしクラブにおけるジロンド派優位は束の間のものであった。折しも建白書が公会で読まれた翌日、パリでは革命がおりきジロンド派が国民公会から追放されることになるのである。そしてこれを受けジロンド派支持を打ち出す諸県においてフェデラリスム反乱が勃発し、クラブはその対応に追われるようになった。ルーアンのクラブは六月二日から討論を開始し、結論が出ないまま六、九、一三日にもこの問題の討論が続いた。一三日にはメンバー数名がフェデラリスム陣営に入ること主張したが、その演説はひどい妨害にあつた。一方モンターニュ派メンバーは、パリに兵を送ることは反革命的と主張した。結局、パリのジャコバン・クラブに関する討論が公開でなされること、討論が一六日に延期されることが決

まつて閉会した。<sup>18)</sup>

ところが六月一四日にジロンド派は、またも独自に特別会議を開きパリのクラブとの絶交を決定した。一六日に会議が始まると、メンバーの一人が、予定されていたはずの議事がなされないことに不満を表明し、特別会議に通常会議の決定を無効にする権限はないと主張した。さらに彼はパリのクラブとの絶交が宣言されたことに驚きと不信を示し、モンターニュ派数人も抗議したが、彼らの要求は却下された。これはジロンド派の決定が支持されたことを示している。それでもジロンド派のロベールがフェデリリスムの危険性を喚起し、パリのクラブとの絶交に反対する演説を行なった。この演説のパリへの送付が主張されるに及んで会議は騒然とし議事は延期となった。<sup>19)</sup>

六月一七日、二三日にも結論が出ないまま、二四日に最終の決議が出されることになった。ジロンド派、モンターニュ派それぞれが意見を交換した後、クラブは次のような決議を出した。それは「クラブはパリのクラブとルーアンのクラブを結ぶ絆をますます固めることを望む」という手紙と会議の議事録をパリに送ることであった。<sup>20)</sup>これはルーアンのクラブが五月三一日の革命を承認し、「反フェデリリスムを決定したことを示している。また国民公会への建白書も七月上旬に送られ、議会にもルーアンの反フェデリリスムの姿勢をアピールしたのだった。<sup>21)</sup>これにともないクラブ内のジロンド派は六月末から続々と脱会することになる。<sup>22)</sup>

### 三 市議会との関係

こうしたルーアンのクラブの不安定な政治姿勢は、単に中央の政治情勢の影響を考慮するだけではとらえきれない。そこで同時期のルーアンの市の政治状況を考察する必要がある。とくに一章でも触れた市議会との関係に注目してみよう。クラブと市議会との関係が悪化しただけでは、ルージュマル事件以後、特に三月末からと考えられる。それは革命裁判所の設置をめぐる両者の対応にあらわれている。パリに革命裁判所が設置されたのは三月一四日であった。これをうけて二九日

に市議会で、クラブのメンバーの一人がルーアンにも設置を求める請願書作成を提案した。これは市内のジロンド派に対する圧力であったが、市議会においてはジロンド派が優勢であったため、これを却下している。<sup>23</sup>一方、翌三〇日、クラブにおいて同じ提案が出され、クラブは国民公会へ請願書を送ることを決定した。<sup>24</sup>これは明らかに市議会とクラブの革命への姿勢の相違を示している。

クラブは裁判所設置要求と平行して、別のかたちで市議会の政治姿勢を牽制した。それが市監視委員会の創設である。この委員会は九三年四月一日、クラブの急進派で市役人のピロンの提案で創設され、<sup>25</sup>九人の委員は全員がモニターニュ派支持のクラブのメンバーであった。委員会の任務は、行政と保安に関するすべてについて市と共同して行動し、反革命的行動の取締りや治安維持活動に従事することである。また規定によれば市監視委員会は完全に市議会の管轄下にあった。<sup>26</sup>

しかしながらその成立の経緯から委員会が市議会と対立し、自律的に活動するのは当然のことであった。四月一六日、市議会のメンバーの一人が *Indicateur Politique* 紙六六号に掲載された記事を非難した。そこにはルーアンの市監視委員会からパリ市の監視委員会あての手紙の形式で、市議会とルーアン市民への中傷が書かれていた。ただちに委員会は、決してルーアン市の公共精神、市議会の愛国心に疑いを向けているのではないと釈明し、市議会は一応納得したが、委員会の書類は押収されて委員会は独自に通信を行うことが禁止された。<sup>27</sup>さらに四月一九日には、ギャールなる人物がパリのクラブに出した書簡がパリの新聞に掲載された。これもルーアン市の公共精神を非難する内容であったため、市議会のジロンド派は激しく反発し、市議会の議事録を抗議の手紙とともに県選出の公会議員、公安委員会、パリ市議会へ送付している。<sup>28</sup>

これらの事件の影響を受けて市監視委員会の活動は、九三年八月まで鈍化させられることになる。そしてジロンド派は勢力を回復し、ピロンらのモニターニュ派勢力に一時的に勝利することになった。この時期のクラブの不安定な姿勢の背景には、このような穏和派勢力の牙城たる市議会と急進派になりつつあるクラブの勢力均衡の事態があったのである。

その後、フェデリリスムの挫折から、ルーアンの政治情勢は大きく変化することになる。八月に入ると再びクラブは市

議会への圧力を強くする。国民衛兵参謀部への非難<sup>⑩</sup>、八月に起こった反革命的事件をめぐる市の穏健な対応への反発<sup>⑪</sup>、フェラリストの疑惑を受けた元メンバーの追求を請願書で表明している。この膠着状態を崩したのは、パリからの新しい派遣議員であった<sup>⑫</sup>。八月一七日、ルジャンドル、ルーシュの二人の派遣議員はルーアンに到着した。彼らの主な任務はノルマンディー地方の食糧不足の原因調査と食糧確保のために必要な策を講じることであった。しかし彼らはそのみならずルーアンの政治情勢にかんがみて、クラブ寄りの姿勢をとった。そして八月二十九日、県議会において、市監視委員会を改組した県公安委員会設置を宣言したのである<sup>⑬</sup>。従来の委員会が市役人や市会議員から構成されていたのに対し、この委員会は県から三名、ディストリクトから二名、市から九名、計一四名の代表から構成され、行政・公安に関するあらゆる権限をもつものとなった。委員会にはほぼクラブのモンターニュ派が占め<sup>⑭</sup>、この委員会の創設によってルーアンにおけるクラブ支配、恐怖政治は始まったのである。

① *Journal ou Annales de Normandie*, 56. (9 Mai, 1790); *Journal de Normandie, ou de Rouen, et du département de la Seine-Inférieure*, 81. (6 juillet, 1790)

② *Journal des Amis de la Constitution*, 15 (8 Mars, L'an deuxième) 一七九一年三月八日発行。

③ Chardon, *op. cit.*, p. 51.

④ *Journal des Amis de la Constitution*, 37. (23 Aout, 1791)

⑤ Chardon, *op. cit.*, p. 52.

⑥ 六月一〇日に暴動を起したパリ市民が議会へ押し掛け、ついで王宮に侵入して愛国派大臣の免職と軍隊の不活動に反対し、二時間にわたり罵声を浴びせた事件。

⑦ Chardon, *op. cit.*, pp. 76-78. この事件とルーアンの政治情勢との関係については次の論文を詳しく。G. Dubois, "Les intrigues contre-révolu-

tionnaires à Rouen de juin à aout 1792 et le projet d'évasion de Louis XVI", *A. h. R. f.*, 84, 1937.

⑧ Chardon, *op. cit.*, pp. 79, 82-86.

⑨ *ibid.*, pp. 89-92; Clémentary, *op. cit.*, p. 136.

⑩ Chardon, *op. cit.*, pp. 96, 101.

⑪ Mazauric, *Sur la Révolution française*, pp. 139-142; Chardon, *op. cit.*, pp. 105-106; Clémentary, *op. cit.*, pp. 31-32. 事件は「九三年一月九日、弁護士オーモーヌが新聞紙上に國王助命嘆願書を載せ、自宅前で署名をつのつたことが契機となった。二日間にわたるデモ、クラブのメンバーに対する暴動、自由の木引き抜きなどの末、当局の介入でオーモーヌらが逮捕され、運動は鎮静化した。オーモーヌの自宅がルージュマル広場に面した七番地にあつたため、ルージュマル事件と呼ばれぬ。

- ⑭ Chardon, *op. cit.*, pp. 106-107; Clémentray, *op. cit.*, p. 41. 特大匣の扱いが寛大にすぎると、市へ代表を派遣し不平を述べている。三月十九日には事件の裁判が迅速に開かれるよう公会に手紙を書こうと決定している。Chardon, *op. cit.*, p. 113. 参照。また四月三日に公会と法務省へ事件の有罪者の処罰を要求する手紙を強硬にしようと決定している。Mazauric, *Sur la Révolution française*, p. 144; Chardon, *op. cit.*, p. 122; Clémentray, *op. cit.*, pp. 41-42. 参照。
- ⑮ Chardon, *op. cit.*, pp. 115-118; Clémentray, *op. cit.*, pp. 147-148.
- ⑯ Chardon, *op. cit.*, pp. 117-118, 120-121, 123.
- ⑰ ルーアの会議には三種類の会議があった。連合会議 *séances d'administration* は内部の秩序や管理上の問題だけを扱う、役職に就くことになるメンバーやクラブ内の委員会だけが集まるもので、議事録は残されなく。特別会議 *séances particulières* はメンバーだけが参加する会議であった。公開会議 *séances publiques* は通常会議 *séances ordinaires*、会議と特別会議 *séances extraordinaires* があり、一般席の傍聴者が入る。しかし特別会議が九一年十二月以降通常会議と同様に公開で開かれるようになった。Chardon, *op. cit.*, pp. 18-19.
- ⑱ Chardon, *op. cit.*, pp. 125-126. この穏和派の理由書に対して県・ノーストリケール地方の二八日に支持を決定。Clémentray, *op. cit.*, p. 153.
- ⑲ Chardon, *op. cit.*, p. 126; Clémentray, *op. cit.*, pp. 153-158.
- ⑳ Chardon, *op. cit.*, pp. 126-129.
- ㉑ *ibid.*, pp. 129-130.
- ㉒ *ibid.*, pp. 131-136; *Journal de la Montagne*, 36 (7 Juillet, 1793); Clémentray, *op. cit.*, pp. 158-170.
- ㉓ *Archives Parlementaires*, tome. L X VII, pp. 404-405; *Journal de la Montagne*, 43. (14 Juillet, 1793)
- ㉔ Chardon, *op. cit.*, pp. 133-138. キール・ノルマンディーのフランス・ノルマンディーに対する反応にこうしてPingué, "Les Jacobins hauts-normands face à la crise fédéraliste" in: *Le centre Havrais de Recherche historique. Révolution et mouvements révolutionnaires en Normandie*, Le Havre, 1990, pp. 313-328.
- ㉕ Clémentray, *op. cit.*, pp. 78-80.
- ㉖ *ibid.*; Chardon, *op. cit.*, p. 114; Gosselin, *op. cit.*, pp. 131-132.
- ㉗ Chanoine d'Avranches, *op. cit.*, p. 254.
- ㉘ Clémentray, *op. cit.*, pp. 83-88.
- ㉙ *Indicateur Politique*, 66. (16 Avril, 1793)
- ㉚ Clémentray, *op. cit.*, pp. 89-90.
- ㉛ *ibid.*, pp. 90-92; Chardon, *op. cit.*, p. 119. ガヤールの書簡が載った⑭ *Bulletin de la Convention*, 212. 特大ルーアのメンバーが四月二〇日、パリのメンバーを難題を知りたため手紙を送っている。
- ㉜ Chardon, *op. cit.*, p. 139; Clémentray, *op. cit.*, pp. 190-194.
- ㉝ Clémentray, *op. cit.*, pp. 174-178.
- ㉞ *ibid.*, pp. 174-196; Chardon, *op. cit.*, p. 141.
- ㉟ この地方の派遣議員の活動について Pingué, "Les représentants en mission, Les principaux représentants en mission en Haute-Normandie en l'an II et en l'an III (1793-1795)", in: *Comité régional d'histoire de la Révolution Haute-Normandie* (éd.), *4 Travers la Haute-Normandie en Révolution 1789-1800*, Rouen, 1992, pp. 375-382.
- ㊱ Chardon, *op. cit.*, p. 141; Clémentray, *op. cit.*, pp. 197-198.
- ㊲ Chardon, *op. cit.*, p. 141.

### 第三章 クラブの活動——一七九三年八月から九四年七月——

#### 一 クラブの活動——行政への圧力——

クラブは、県公安委員会の組織により市政への圧力を強めることになった。しかし市議会の構成は変わらず、依然として穏和派勢力として君臨していた。このため九三年九月以降もクラブと市議会の対立は続くことになる。その対立の最大の争点は、ルーアンにおける食糧不足の責任と革命軍の組織であった。九三年秋、ルーアンにおいては食糧不足が深刻な状況であると考えられていたため、市議会はいくつかの策を講じた。例えば菓子パン類の製造禁止（九月七日）、市食糧委員会を設置（九月一日）や、富裕者への二〇〇〇リーヴルの強制公債決定（九月一六日）などが挙げられる。さらに二六日には市内で家宅搜索も行なわれたが、これだけでは到底、不足を補えるわけはなかった。こうした情勢においてクラブは、ブリュメール五日（一〇月二六日）、市議会に二名の代表を送りパン価格の値下げを要求することを決定し、実際に翌六日には、食糧問題討論のために代表が市議会を訪れている。また県議会に対してはヴァンデミエール一日（一〇月二日）、ブリュメール九日（一〇月三〇日）の二度にわたり革命軍の創設を請願している。国民公会にもブリュメール五日、ルーアン市議会肅清のための革命軍の派遣を依頼することが決定されている。これに対し、市議会は露骨に反対しないものの、クラブに「市の能力をこえる」という手紙を出したことからわかるように、自治体が創設する革命軍に反対の立場を崩さなかった。<sup>⑦</sup>

革命軍をめぐる市議会の弱腰ともあいまって、クラブの市議会不信は日々強くなり様々な圧力がなされた。ヴァンデミエール五日（九三年九月二六日）には議員の給与支払停止案<sup>⑧</sup>、翌六日には「人民の信頼に値しない行政機関〔市・ディストリクト・県の各議会〕のメンバーの変更」の要求が論じられた。<sup>⑨</sup>そして行政機関変更の要求は、同一〇日、国民公会に対して、<sup>⑩</sup>

また同一七日には派遣議員に対して、<sup>⑪</sup> 請願書のかたちで実行された。

派遣議員が超法規的な手段で市政を変革したのは、それから一ヶ月も経たないうちのことであつた。ブリュメール一〇日（一〇月三二日）の議事録は次のように記している。<sup>⑫</sup>

「派遣議員ドラクロワが会議に出席した。〔中略 彼は議長の賛辞に応えた後〕彼の同僚ルーシユ、ルジャンドルと共に、ルーアンの諸行政機関を罷免したこと、仮に県とディストリクトの執行部、そして市行政官を定めたことを伝えた。

彼は、クラブに市議会を形成するための六四人のメンバーを、彼らに示すように依頼した。」

さらに翌一日の議事録をみると、次のようになっている。<sup>⑬</sup>

「メンバーのウドリーヌがコミューンの新市議会を構成する人の名を読み上げた。クラブと一般席の人々は、大きな拍手でもってこれを承認した。〔後略〕」

このことは派遣議員が穩健路線の市議会など諸機関を強引に罷免し、選挙という形式をとらずに、クラブと連携して革命的な政治機関を任命したことを示している。そしてこの新市議会はブリュメール一七日（十一月七日）、市議会がルーアンの革命軍を組織することを決定したのであつた。<sup>⑭</sup>そしてフリメール一四日（二月四日）のデクレを受けて、クラブは正式に革命政府の一機関として位置付けられ、派遣議員と共に行政機関における肅清を新たにすることになる。同二五日からニヴォーズ六日（二月二六日）まで、クラブは、市議会だけでなくディストリクト議会、県議会、さらには監視委員会の構成員の候補リストを作成することに討論を費やしている。<sup>⑮</sup>このリストをもとにして、派遣議員とクラブはピロンを市長とする急進的な市議会を成立させたのである。

クラブによる市議会への圧力はこれだけにとどまらない。その典型例が、共和二年ヴァントーズの市議会の場所の変更である。市議会は革命当初から旧来の市庁舎で行なわれていた。しかし、そこは一般席の数が少なく、いつも傍聴希望者全員が傍聴できるわけではなかつた。<sup>⑯</sup>そこでヴァントーズ二四日（九四年三月一五日）、クラブにおいてブランシユが、す

ぐに市議会を訪れて場所変更の要求を出すことを提案した。⑩クラブはこの提案を可決し、議長を先頭に市議会を訪れた。市議会では激しい議論になったが、助役アルヴェールと市長ピロンの提案で、クラブの要求通り市議会は旧大司教館へ移動し会議を開くことになった。⑪この事件はクラブの市議会に対する優位を確認する事件である。一般席の席数が確保される場所での公開会議は、一般席に陣取るクラブのメンバーやサンキュロットの監視を受けるといふことであり、クラブの市政への監視を容易にするためであったからである。

さらに九四年春にも、一月に任命されたばかりの各行政機関における肅清をクラブと派遣議員が行なっている。⑫これは穩健派と過激派の駆逐を狙ったものであろう。その後はテルミドル反動まで、クラブと市議会の対立は見られない。ようやくモニターニュ派の独裁が完成したといえるが、それは束の間のことであった。テルミドル反動後、クラブと市議会の対立は、クラブが反動・穩和派、市議会が急進派という逆の図式で展開されることになるだろう。

## 二 クラブの活動領域の拡大

前節で検討したクラブによる市議会への圧力と市議会掌握の流れと平行して、九三年秋以降、クラブの討論活動では、デクレ・法の作成についての政治論議が減少する。それに代わり重要な議題になったのが、食糧問題と国防問題である。食糧問題は前節で述べたように、クラブと市議会の間で大きな対立を引き起こしたが、その他にも日常的にクラブで話し合われている。例えばヴァンデミエール一七日（一〇月八日）の飲料の密造、食料の価格設定についての討論、⑬ブリュメール四日（一〇月二五日）のパン価格高騰についての討論、⑭同七日のじゃがいもの徴発を勧める請願書送付、などがあ⑮る。革命軍が創設されたことで食糧問題の懸念がなくなり、九三年末にはこの問題は一段落する。しかしその後も、国民公会の食糧委員会のミスを修正するための代表派遣や、市議会に対する仲買人処罰要求、⑯その他荒地の開拓に市民と共に参加している様子⑰などから、この件に関するクラブの関心が衰えていないことがわかる。

一方、国防問題についても熱心に取り組んでいる。ヴァンデミエール七日（九三年九月二八日）にはイギリスへの海上侵攻計画が読まれ、<sup>②⑤</sup> 同二〇日にも、イギリスに対する永久戦争の宣言を国民公会にうながす提案が決定された。<sup>②⑦</sup> 特にクラブは寄付について中心的役割を果たしている。同二二日には、古着回収が呼びかけられ翌日から連日、古着、銃、金銭の寄付が続くクラブはその管理に奔走した。<sup>②⑧</sup> 寄付は断続的に続けられ、集められた金銭は市議会へと送られた。九四年夏になっても依然この熱意は醒めず、クラブの寄付でフリゲート艦を建造しようというキャンペーンも展開した。<sup>②⑨</sup> またクラブは、この時期に多くの革命祭典の組織に関わり、参加している。ルーアンにおける理性の祭典、<sup>③①</sup> 八九年に「殉死した」市民の復権祭典、<sup>③②</sup> ルイの処刑一周年を記念する祭典、<sup>③③</sup> トゥーロン奪回の祭典、<sup>③④</sup> 最高存在の祭典など枚挙に暇がない。

このように九三年秋、クラブの活動には変化が見られる。それまでのクラブ活動は、政治問題や経済についての討論が主流であり、これは行政権力と直接には関係ないという意味で「私的」な活動とすることができる。ところが九三年秋以後はこうした活動が減少し、「私的」とはいきれない公共的な討論、活動が増加しているのである。さらにこうした公共領域への活動拡大の延長として、クラブは行政権力を担う「公的」な機関と化するのである。その典型的な活動が、監視活動とそれにかかわる市民証明書の発行である。監視活動は九三年秋からクラブの懸案であり、市議会に対しては積極的に監視・処罰を要求している。例えばフアブリカンの監視<sup>③⑤</sup>（ヴァンデミエール一八日／一〇月九日）、港周辺のいかさま師の処罰<sup>③⑥</sup>（ブリュメール二四日／十一月四日）、肉屋の監視<sup>③⑦</sup>（ニヴォーズ一五日／九四年一月四日）、保健衛生委員会の設置、娼婦の逮捕<sup>③⑧</sup>（ヴァントーズ一九日／三月九日）などを市議会に要求している。またクラブ独自でも、カフェやその他公共の場での反革命的な会話の取締をする委員の任命を決定したり（ブリュメール一八日／二月八日）、食糧の浪費を防ぐための監視委員を任命して（ヴァントーズ三日／二月二日）、広場で監視にあたらせている。<sup>③⑨</sup>

また実際にクラブは市民証明書を発行するという任務を帯びていた。ブリュメール三〇日（九三年一月二〇日）に市民証明書発行について基本事項が採択され、ニヴォーズ九日（二月二九日）には変更が加えられて、より厳しい条件で発



- ① Chardon, *op. cit.*, p. 241.
- ② *ibid.*, p. 241-243; *Journal d'Hercholle*, pp. 536-537.
- ③ Chardon, *op. cit.*, 247-259; Clérembray, *op. cit.*, pp. 333-344.
- ④ Chardon, *op. cit.*, pp. 146-148.
- ⑤ *ibid.*, p. 158.
- ⑥ *ibid.*, p. 159.
- ⑦ *ibid.*, pp. 217-218.
- ⑧ *ibid.*, p. 229.
- ⑨ *Journal de La Montagne*, 122. (Ventôse 25, l'an II); Chardon, *op. cit.*, pp. 232, 235-236.
- ⑩ Chardon, *op. cit.*, p. 145; Mazauric, *Sur la Révolution française*, pp. 173-174.
- ⑪ Chardon, *op. cit.*, pp. 149-150; Mazauric, *Sur la Révolution française*, pp. 173-174.
- ⑫ Chardon, *op. cit.*, p. 147.
- ⑬ *ibid.*, pp. 285-286.
- ⑭ *ibid.*, p. 181; *Journal d'Hercholle*, pp. 518-520; Clérembray, *op. cit.*, pp. 285-289.
- ⑮ 詳細は Mazauric, *Jacobinisme et Révolution*, pp. 153-192; Chardon, *op. cit.*, pp. 174-176.
- ⑯ Gosselin, *op. cit.*, pp. 159-160.
- ⑰ *ibid.*, pp. 161-162.
- ⑱ *Journal d'Hercholle*, pp. 547-549; Clérembray, *op. cit.*, pp. 396-397.
- ⑲ Chardon, *op. cit.*, p. 149.
- ⑳ *ibid.*, p. 170.
- ㉑ *ibid.*, p. 201.
- ㉒ *ibid.*, pp. 238-239.
- ㉓ *ibid.*, pp. 166, 227.
- ㉔ *ibid.*, pp. 173, 199.
- ㉕ *ibid.*, pp. 156-157, 210-225, 272-285. 肅清は、九三年一〇月、四年一月から一月、五月から六月にかけて実施された。
- ㉖ *ibid.*, pp. 247-259.
- ㉗ Gosselin, *op. cit.*, pp. 179-180; Clérembray, *op. cit.*, pp. 372-376.
- ㉘ Chardon, *op. cit.*, p. 266. 報告は四〇〇人を逮捕したと述べているが、実際は一六四人である。市長ドロンによる誇張と考えられる。

#### 第四章 政治的ソシアリテと「公共空間」

前章までクラブの活動とその拡大、変化について事実経過を整理してきたが、本章では、それを考慮に入れながら、クラブをソシアリテ論やハーバーマスの「公共空間」論との関係から考察してみたい。まず彼の「公共空間」論を整理すると以下ようになる。一八世紀、当時の公権力から独立したブルジョワが自らの要求、主張を行なう政治的社会的空間、「市民的公共空間」が形成され、そこでは従来タブー視されていた宗教や政治などの問題も取り上げられて議論される。

その結果、公権力を批判しうる「世論」が生まれ、これが権力の正当性を保証すると考えられるようになる。ハーバースはこのような空間がフランスにおいては革命期に発展したと主張し、その支柱として結社の存在と出版の隆盛を想定している。ここでは「世論」をうむのは議論であり、その議論を保証するのは公権力から独立していること、いわば「自由」という原理であるといえよう。これに対しペイカーは、一八世紀中葉のジャンセニスト論争、財政改革・穀物取引をめぐる論争のなかで、「世論」という観念が影響力を持つと思われるようになったことを明らかにし、オズーフ、シャルチエらも「公共空間」「世論」の概念は一八世紀中葉以降一般化していったとしてハーバースの見解を批判、継承している。また旧制度下のアカデミーやフリーメーソンなど結社の繁栄やジャーナリズムの発展については周知のとおりである。こうした革命前夜における「世論」の誕生については、もはや定説となっているとさえいえよう。<sup>④</sup>

ところが革命期の「公共空間」について取り上げた研究は少ないといわねばならない。ハーバースも革命期の公共空間の説明には紙幅を大きくさいっておらず、革命期の政治状況の変化に注意を払っていない。「公共性の構造転換」旧版の序言では、ジャコバン独裁段階を「人民的」公共空間の萌芽、歴史の経過のなかで抑圧された市民的公共圏の一変種として見ており、その志向は「市民的公共空間」と変わらないとする。<sup>⑤</sup>しかしその具体的な説明はなされない。また新版の序言では、「人民的公共空間」について「下層民の」人民的公共圏は、ヘゲモニーをとっている公共圏と並んで、またそれに制約されながら、形成されるのである」といい、ジャコバン独裁期に複数の「公共空間」ができたように述べている。<sup>⑥</sup>このような彼の見解に対し、革命期における「公共空間」の実証的な研究はモニエの『民主的公共空間』のみである。彼女はパリの結社の活動拡大、数の増加から、概ねハーバースの見解を支持しており、著書のタイトルからも人民的公共空間の成立に肯定的であることがわかる。しかし結社の活動拡大や数の増加という理由だけで、「公共空間」が革命期に発展したというのは楽観的な解釈である。そこでここでは、「公共空間」「世論」の起源ではなく、フランス革命期における発展について、クラブの性格と活動から検討する。

近年の研究はクラブを政治的ソシアビリテとしてとらえている。<sup>⑧</sup>これは、旧制度下のフリーメイソンやアカデミー、読書協会とは違い、クラブがその活動を主に政治討論にあてているからである。しかし旧制度下でも、統治・支配組織として位置付けられていた高等法院などの「社団」も、その活動は非常に「政治的」であり、これらを政治的ソシアビリテといふこともできよう。政治討論を行なうということだけでは、クラブの政治性はとりたてて新しいことではない。クラブの政治的ソシアビリテとしての重要性は、他に求められるのではないだろうか。そこでクラブの活動に即して考えてみよう。前章まで検討したようにクラブは、行政権力と直接には関係ないという意味で、「私的」な政治討論を行なう団体であった。しかし政治討論と平行して、クラブはその創設当初から、行政を担う「公的」機関である市議会にクラブのメンバーを送り込み、直接的な影響力を強めていった。時には革命の方針を巡ってクラブと市議会は激しく対立することもあり、それが市の監視委員会創設などの状況として噴出した。一七九三年の春から夏にかけて見られた、市議会とクラブによる二重権力状態は、九三年八月末の県公安委員会の創設によりクラブ優位の形で一応決着することになったが、九三年秋以降もクラブは市議会に圧力をかけつづける。ついにはその構成員を推薦してクラブのメンバーによる市議会支配を達成し、その活動の場所さえもクラブの監督下に置くようになるのである。またクラブ自体も、行政機能の一部を担うようになり、準行政機関となった。

このようなクラブの活動を考えると、クラブの政治性の特徴は、政治討論を行なうことだけではないことは自明であろう。むしろその特徴は、「社団」とは違い本来「私的」なソシアビリテであったのが、革命の進行と共に「公的」な行政機関へ会員を送り込み、自らも行政機関の性格・機能を得たことにあるように思われる。九三年秋以降は、もはやメンバーはクラブを単なる討論の場ではなく準行政機関と考えたであろうし、メンバーとして議論に参加することは、政治への間接的な参加ではなく、革命政治を直接担うことを意味したと思われる。クラブは「政治活動の修練場」ではなく、政治の舞台そのものと化したのである。こうした狭義の政治への接近と一体化、市民による「政治の主体化」が、クラブの

活動を最も明瞭に特徴づけるのではないだろうか。

こうした特徴を持つクラブだが、革命当初のクラブの編成原理は、先に述べた「自由」であったといえる。ハーバーマスが考えるように、クラブは、その時々公権力からある程度独立しており、議論の方向を束縛されることはなかった。そのために会員は、対立する様々な意見を出しあえたのである。その最たる例が九三年四月以降の、ジロンド・モンターニュ両派の抗争であるといえよう。メンバー間の激しい反目が頂点に達するこの時期でも、相手の発言を完全に封じる手段である、メンバーに対する肅清投票は行なわれず、活動に不満があればメンバーは脱会すればよかった。活発な議論が行なわれ「世論」が形成される場としてのクラブは、九三年夏まである程度機能したといえる。この点で、ハーバーマスがいうような「公共空間」の一応の発展を見ることが出来る。しかしここで留意すべきなのは、当時の人々が考えていた「世論」opinion publique という語の虚構性である。⑨ 理念上は、議論することを通じて、単一の調和の取れた結論、「世論」は導きだされるはずだが、実際には、議論する者の間では論争があり、様々な見解が提出され、結局多数決で決議が出される。このように「世論」という概念は矛盾を内在させており、これは決して解決され得ないが、クラブが行政機関でないかぎり大きな意味をもたずに済んでいる。

しかし九三年秋以降、クラブは行政機関に変化し、活動の性格を大きく変化させる。その討論活動については中心議題が食糧・国防問題に移ってゆき、祭典の組織や肅清など従来の政治討論に留まらない活動も多くなってゆく。そしてクラブはさらに活動の幅を広げ、治安維持活動に乗り出した。特に市民証明書発行、反革命容疑者の逮捕などは、クラブが治安維持の根幹に関わることを示している。このような「公的」機能を果たす場合、政府の一組織として効率よく機能することが必要となる。ここでは「公式見解」に沿った単一の「世論」が実現されて多様な意見は排されなければならない。そして異論を唱える分子は、反革命的として排除する必要に迫られる。そのためにクラブは九三年秋以降、入会基準も厳格になっていった上、頻繁に肅清を行い反革命分子とみられたメンバーを次々に除名していったのである。こうしてメン

バーの等質性が保たれ、一部のリーダーによる寡頭支配が生じることになるのである。さてハーバーマスがいう「公共空間」は議論が自由に行なえること、そしてそれにより「世論」がうみ出されることが条件となっている。しかしこのようなクラブの状況においては、もはや自由な議論は許されず、それに基づく「世論」はうまれぬ。ここで展開される討論はあらかじめ政府追従の方向性をもっており統制されたもので、それ以外の意見 *opinions* は排除されてしまう。オズーフの表現でいえば、「世論」にかわり「公共精神」<sup>⑩</sup>が示されるようになったのであり、「公共空間」は消失したのである。<sup>⑪</sup>

このように九三年秋、クラブは「自由」という編成原理を失っており、ソシアビリテの変質があるといえる。クラブは活動を公的な面にまで拡大し行政機関化する一方で、革命当初持っていた自律性を失い、硬直化していったのである。逆説的であるが、こうした質的変換があったからこそクラブは行政機関の一部として機能し得たといえるのである。

- ① K.M. Baker, *Inventing the French Revolution: Essays on French Political Culture in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1990.
- ② M. Ozouf, "Public Opinion at the End of the Old Regime", *Journal of Modern History*, 60-Suppl, 1988.
- ③ ロジェ・シャルチエ、松浦義弘訳『フランス革命の文化的起源』岩波書店、一九九四年。
- ④ 「公共空間」「世論」の研究の現状については以下を参照。B. Nathans, "Habermas's "Public Sphere" in the Era of the French Revolution", *French Historical Studies*, 16-3, 1990. 山崎耕一「啓蒙思想とフランス革命（一）最近の研究史から」『武蔵大学人文学会雑誌』二五巻四号、一九九四年。安藤隆穂「フランス思想史研究における〈公論〉の概念」『経済科学（名大）』四二巻四号、一九九五年。
- ⑤ ハーバーマス、前掲書、二二頁。
- ⑥ 同上、vi—vii頁。
- ⑦ Monnier, *op. cit.*
- ⑧ Boutier et Boutry (dir.), *op. cit.*, pp. 12-13.
- ⑨ Baker, *op. cit.*, pp. 190-199.
- ⑩ モナ・オズーフ、阪上孝訳『公共精神』フェレ、オズーフ編、河野阪上、富永監訳『フランス革命事典2』みすず書房、一九九五年。フェレも、統一された権威のある「世論」というフィクションのおかげで、寡頭支配が「合意」を形成すると述べている。フェレ、前掲書、三三五頁。
- ⑪ I. Woloch, "The Contraction and Expansion of Democratic Space during the Period of Terror", in: K.M. Baker (ed.), *Terror*, Oxford, 1994, pp. 309-315. 結社の機能不全については次も参照。P. Higonet, "The Harmonization of Spheres: Goodness and Dysfunction in the Provincial Clubs" in: *Terror*. バトリヌ・ケニフィ、卒田和恵訳「クラブと民衆協会」フェレ、オズーフ編、河野、阪上、富永監訳『フランス革命事典1』みすず書房、一九九五年。また議論の消失と公共空間の関係については S. Tominaga, "Voice and Silence in the

## おわりに

最後に本稿を通じて確認できることをまとめ、今後の展望を述べたい。革命期の政治構造へのルーアンのクラブの関与については、請願書などの間接的な政治への影響力だけでなく、行政職への浸透や市監視委員会の創設などを通じ、市の政治に直接的影響力を強めていったことが明らかになった。その頂点が一七九四年初頭の市議会改選であった。「クラブ独裁」ともいえるこの市議会の誕生により、ジャコバン独裁はスムーズにルーアンに移入された。一方、共和二年以降は、クラブ自体が公共的活動を展開し、さらに「公的」機関として地方政治に関与したのだった。ルーアンにおける恐怖政治とは、クラブとクラブが支配する市議会、そして全体を指揮する派遣議員という構造で成り立っていたのである。それに伴い、クラブは市民による「政治の主体化」という機能を拡大していった。しかし、クラブは行政機関化することにより、その自律性、「自由」という編成原理を喪失してしまった。ここではもはや自由な意見交換、議論はなされず、公権力に対する批判的能力は失われている。このように考えると、ハーバーマスやモニエが主張するような、議論に基づき「世論」を形成して公権力を批判するような「公共空間」は、それが「市民的」にしる「人民的」にしる、革命期に順調には発展しない。九三年秋以降、クラブの活動は一層展開したとしても、それは公権力と同化しており、「公共空間」は内部崩壊していたのである。またルーアンのクラブのメンバーは中流以上の人々が大半を占め、リーダーについても同様である。これからブリントン、ケネディらのクラブのメンバーに関する結論は、ルーアンにおいても一応妥当するが、ルーアンのクラブにおいては専門職層の影響力が大きいことが特徴といえよう。

以上のルーアンのクラブの活動についての分析は、ジャコバン独裁の実態を明らかにするための一つのケーススタディ

イーである。ルーアンはパリにも近く、中央の意向がとくに伝わりやすい条件が整っていた可能性もあるが、クラブ・派遣議員・市議会の連携は、うまく独裁へと対応したものだっただといえる。ルーアンの事例について、他の都市・地方と比較しつつ、さらに全国的視野から考察を深めることが今後の課題である。この課題は、地方政治の観点からフランス革命を捉え直す試みに連なるであろう。

本稿では、革命期の「公共空間」の発展とそれに関するクラブの役割を積極的に評価しなかった。筆者はクラブの革命に果たした役割を「公共空間」の形成ではなく、人々の「政治化」と考えている。クラブに加入したり、それを通じて行政機関に入っていた市民はもちろんのこと、一般席に陣取ったり、寄付行為を通じてクラブに参加する者、また祭典に参加する者も、クラブという媒体を通じて革命政治に参加していたのである。こうして人々はあらたな政治参加を学び、「政治」という問題を意識するような心性をもつようになる。政治的文化変容といってもよい、これらのプロセスには「公共空間」の基盤である議論は、必ずしも必要条件ではなく、民衆層にも開放されている点でも「市民的公共空間」とは異なる。その意味で「公共空間」ではなく、新しい「政治」意識を持った人々の空間、「政治空間」がこの時期から醸成されていくのではないだろうか。この問題については、政治的経験がどれほど長期的な影響力を持つのか、またクラブのメンバーたちは今後どのように行政にコミットしてゆくのかという課題や、クラブ内外の民衆運動を検討する必要がある。今後、革命祭典やテルミドル反動後のルーアンの政治情勢の考察を進める予定である。

また本稿では史料の限界、性質から、クラブと地方の政治構造との関わりを述べるにとどまり、ルーアンのクラブとパリおよびオート・ノルマンディーの他都市のクラブとの関係や、国民衛兵などルーアン市内の団体との関係については扱わなかった。これらの問題についても稿をあらためて論じることにしたい。

（平成八年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部）

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

# La société populaire à Rouen pendant la Révolution française

par

TAKENAKA Koji

Les travaux récents sur les sociétés politiques dans la Révolution française ont une forte tendance à remarquer la sociabilité et la culture politique. Le rôle et la pratique des sociétés sont revalorisés, cependant il y a deux questions: le rapport entre les sociétés et l'administration locale, et la pertinence de la thèse de J. Habermas sur le développement de l'*Espace public* et de l'*Opinion publique* pendant la Révolution. Cette étude porte sur ces deux questions, et cite la société populaire à Rouen en exemple.

Pendant la Révolution, la société exerçait la pression sur la Commune de Rouen, non seulement par les adresses, mais par l'organisation de la Comité de Surveillance et l'élection du Conseil général de Rouen. Après l'an II, la société pratiquait les activités publiques, par exemple, la surveillance, la subsistance, la défense nationale. D'ailleurs, elle s'est changée en l'organe public par le décret du 14 frimaire an II.

Quant à la question de la sociabilité et de l'*Espace public*, la société a pris le caractère de la sociabilité politique, parce qu'elle était la place de la délibération politique, et aussi qu'elle se changeait en l'organe politique par degrés, et encourageait le citoyen à participer à la politique dans le sens étroit. Or pendant la première période de la Révolution, le pouvoir public n'intervenant pas dans la société, elle pouvait donner l'*opinion publique* fondée sur la délibération. Mais après l'an II, comme la société s'est changée en l'organe public, on ne pouvait y délibérer librement. Par conséquent, l'*Espace public* n'a pu se développer pendant la Terreur. C'est-à-dire que, si la pratique politique de la société continuait à s'élargir, cela ne signifie pas le développement de l'*Espace public*.